

社会福祉法人温寿会役員等報酬及び費用弁償規程

(平成 16 年 11 月 5 日規程第 20 号)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人温寿会の評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第 2 条 理事及び監事に対して、各年度の総額が 3,500,000 円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

2 役員等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事長の報酬は、月額 200,000 円を支給する。
- (2) 監事の月毎の監査に係る報酬は、日額 22,000 円を支給する。
- (3) 監事の決算監査に係る報酬は、100,000 円を支給する。
- (4) 役員等の税務調査、入札等の立会に係る報酬は、日額 22,000 円を支給する。
- (5) 役員等の、評議員会、理事会その他の会議等の出席に係る報酬は、日額 12,640 円を支給する。
- (6) その他理事長が必要と認めた者に係る報酬は別に定める。

(支 払 日)

第 3 条 役員等の報酬で、前条第 2 項第 1 号から第 4 号までに係る報酬は、毎月 25 日（支給日が銀行休業日の場合は、前の営業日）に支払い、同項第 5 号に係る報酬は会議開催日に支払う。

(費用弁償)

第 4 条 役員等が当法人の業務のために旅行した時は、社会福祉法人温寿会旅費規則に基づき、交通費の実費額及び旅行に伴う雑費、宿泊料を支給する。

2 前項以外で旅行にかかる費用を支給する。

(改 正)

第 5 条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 5 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。